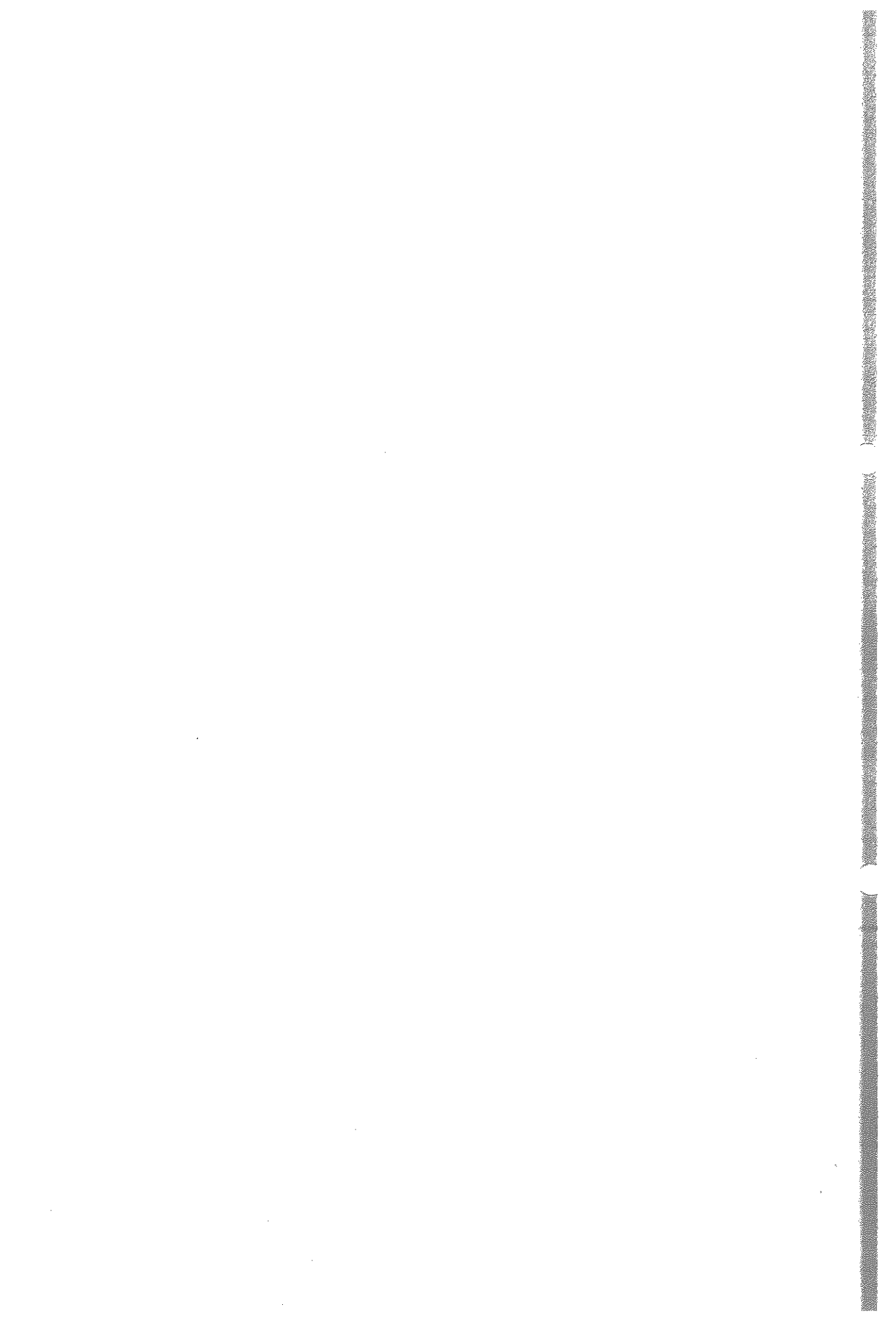


付 属 資 料



付 属 資 料

1. 環境基準（大気汚染、水質汚濁（底質除去基準、排出基準を含む）、騒音、航空機騒音、新幹線騒音）
2. 大阪市公害対策審議会（諮問、答申、意見）
3. 大阪市公害関係本部組織
4. 昭和53年度大阪市公害関係予算総括表
5. 公害関係職員数（環境保健局）
6. 環境保健局環境部組織機構
7. 公害関係協議会等一覧表
8. 公害関係の主なでき事（昭和52年4月～昭和53年7月）

1 環 境 基 準

1. 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月16日 環境庁告示第35号)

公害対策基本法第9条第1項による大気の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)およびその達成期間は、次のとおりとする。

(1) 環 境 基 準

ア 環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ アの環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 達 成 期 間

ア 一酸化炭素、浮遊粒子状物質または光化学オキシダントに係る環境基準は、維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。

イ 二酸化いおうに係る環境基準は、維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。

ウ 二酸化窒素に係る環境基準は、維持されまたは5年以内においてできるだけ早期に達成されるよう努めるものとする。ただし、過度の人口集中地域または大規模工業立地地域であって、総合的な対策を講じて5年以内に当該環境基準が達成されることが困難な地域にあつては、次の中間目標が5年以内に達成されるとともに、脱硝技術その他の画期的な防止技術の実用化等の諸施策をさらに推進することにより、8年以内に当該環境基準が達成されるよう努めるものとする。

中間目標 一 年間を通じて、二酸化窒素の1時間値の1日平均値が0.02 ppm 以下である日数が総日数に対し60パーセント以上維持されること。

別 表

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光 化 学 オキシダント
環境上の 条 件	1時間値の1日 平均値が 0.04 ppm 以下であ り、かつ、1時 間値が0.1 ppm 以下であること。	1時間値の1日 平均値が 10ppm 以下であり、か つ、1時間値の 8時間平均値が 20ppm以下で あること。	1時間値の1日 平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であ り、かつ、1時 間値が 0.20 mg /m ³ 以下である こと。	1時間値の1日 平均値が 0.02 ppm 以下であ ること。	1時間値が0.06 ppm 以下であ ること。
測定方法	溶液導電率法	非分散型赤外分 析計を用いる方 法	濾過捕集による 重量濃度測定方 法またはこの方 法によって測定 された重量濃度 と直線的な関係 を有する量がえ られる光散乱法	ザルツマン試薬 を用いる吸光光 度法	中性ヨウ化カリ ウム溶液を用い る吸光光度法ま たは電量法

備 考

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

二酸化窒素に係る環境基準

（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

1. 環境上の条件

1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

2. 測定方法

ザルツマン試薬を用いる吸光光度法

3. 達成期間

ア 1時間値の1日平均値から0.06 ppmを超える地域にあっては、1時間値の平均値0.06 ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

イ 1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることもならないよう努めるものとする。

2. 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日 環告59号)
 改正 昭和49年環告63号
 同 昭和50年環告 3号

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

	カドミウム	シアン	有機磷	鉛	クロム(6価)	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	PCB
基準値	0.01 ppm 以下	検出されないこと	検出されないこと	0.1 ppm 以下	0.05 ppm 以下	0.05 ppm 以下	0.0005 ppm 以下	検出されないこと	検出されないこと
対象水域	全 公 共 用 水 域								
達成期間	直ちに達成し、維持するよう努める。								

- (注) 1 水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定された。
 2 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については年間平均値^{*}とする。
 3 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
 4 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。以下生活環境の保全に関する環境基準の項目において同じ。

なお、アルキル水銀の項目については、ガスクロマトグラフ法及び薄層クロマトグラフ分離—原子吸光度法の両方法によってアルキル水銀を検出した場合以外の場合をいうものとする。

- 5 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001 ppm以下とする。

* 年間の測定値が0.0005 ppm を超える検体数が、調査対象検体数の37%以上である場合を不適とする。(昭和49年12月23日付 環水管第182号 環境庁水質保全局長通達)

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河 川

項目	類型	AA	A	B	C	D	E
	利用目的の適応性	水道 1 級 自然環境保 全及び A 以 下の欄に掲 げるもの	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に 掲げるもの	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以 下の欄に掲 げるもの	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以 下の欄に掲 げるもの	工業用水 2 級・農業用 水及び E の 欄に掲げる もの	工業用水 3 級 環境保全
水素イオン濃度 (pH)		6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
生物化学的 酸素要求量 (BOD)		1 ppm 以下	2 ppm 以下	3 ppm 以下	5 ppm 以下	8 ppm 以下	10 ppm 以下
浮遊物質 量 (SS)		25 ppm 以下	25 ppm 以下	25 ppm 以下	50 ppm 以下	100 ppm 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量 (DO)		7.5 ppm 以上	7.5 ppm 以上	5 ppm 以上	5 ppm 以上	2 ppm 以上	2 ppm 以上
大腸菌群数		50MPN /100ml 以下	1,000MPN /100ml 以下	5,000MPN /100ml 以下	—	—	—
対象水域等	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-1 のとおりとする。						

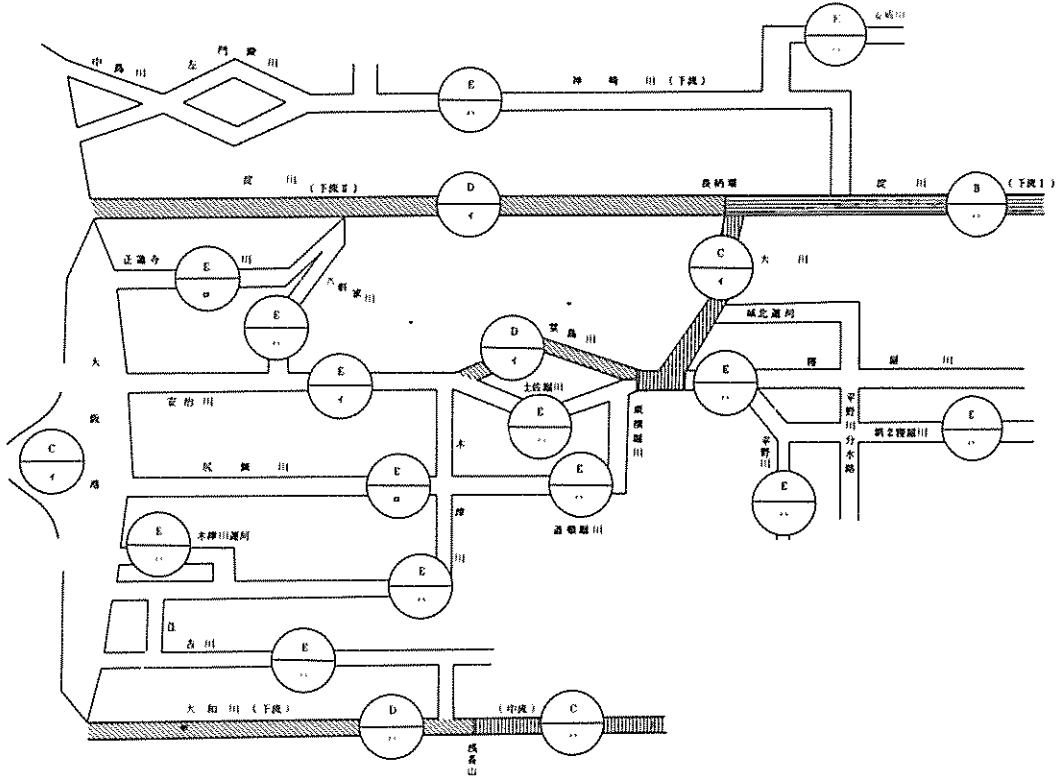
- (注) 1 基準値は、日間平均値とする(海域もこれに準ずる)。
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 ppm 以上とする。
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 4 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
 水道 2 級：沈でろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
 5 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の
 水産生物用。
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用。
 6 工業用水 1 級：沈でろ等による通常の浄水操作を行うもの。
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの。
 7 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度。

イ 海 域

項目	類型	A	B	C	対象水域等
	利用目的の適応性	水産1級浴水 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	環境保全	
水素イオン濃度 (pH)		7.8 以上 8.3 以下	7.8 以上 8.3 以下	7.0 以上 8.3 以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は、図-2のとおりとする。
化学的酸素要求量 (COD)		2 ppm 以下	3 ppm 以下	8 ppm 以下	
溶存酸素量 (DO)		7.5 ppm 以上	5 ppm 以上	2 ppm 以上	
大腸菌群数		1,000MPN /100 ml以下	—	—	
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)		検出されないこと	検出されないこと	—	

- (注) 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100 ml以下とする。
- 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
- 3 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用。
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

図一 1 大阪市内河川水質環境基準類型図



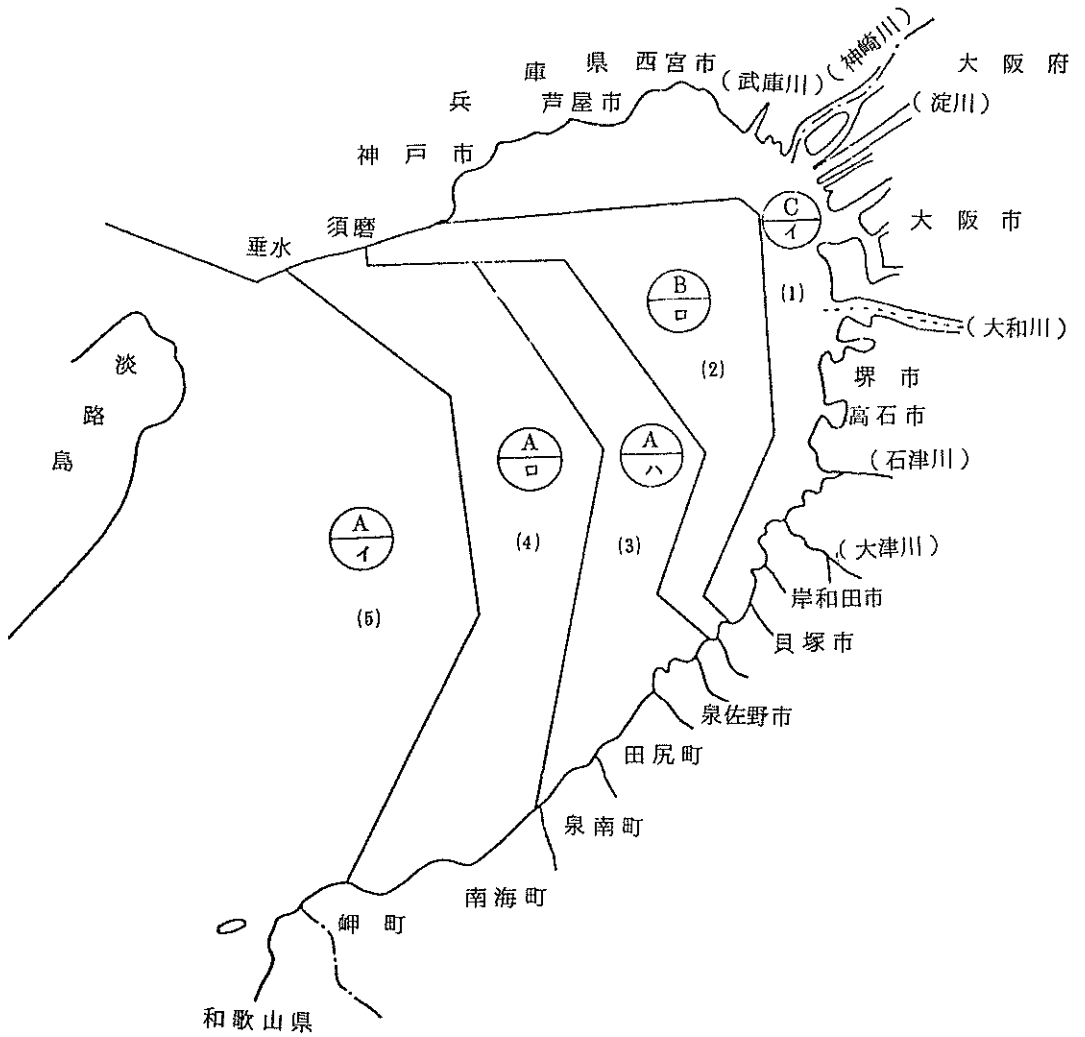
(凡例)

類型	
達成期間	

達成期間
 イ 直ちに達成
 ロ 5年以内で可及的速やかに達成
 ハ 5年を越える期間で可及的速やかに達成

(備考) 平野川、第二濯川は昭和50年10月に指定、大阪港は昭和46年12月、他は昭和45年9月に指定

図一 2 大阪湾環境基準類型図



(凡例)	
	達成期間
イ	直ちに達成
ロ	5年以内で可及的速やかに達成
ハ	5年を超える期間で可及的速やかに達成

類型	達成期間
⊙ A	イ
⊙ B	ロ
⊙ C	イ
⊙ A	ハ
⊙ A	ロ

昭和46年12月指定

(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付け 環水管第119号)

1) 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

2) 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」(昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。)の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあつてはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもつて当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあつては隣り合う2点の測定値の平均値をもつて当該区間の平均濃度とし、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別紙 1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、海域においては次式により算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては25 ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \text{ (ppm)}$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

- (1) 平均潮差（m）は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振巾 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$$

- (2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。
- (3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。
- なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

- 1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。
- 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を摂取する魚介類（エビ、カニ、ジャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね $\frac{1}{2}$ 以下である水域においては、50とする。
- 3) 2)の割合がおおむね $\frac{1}{2}$ を超える水域においては、100とする。

別紙 2

PCBを含む底質の暫定除去基準

PCBを含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、10 ppm以上とする。

なお、魚介類のPCB汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

(4) 法令による排水規制基準（大阪市の地域に係るものの抜粋）

53. 4. 1 現在

項目	根拠法令 水質汚濁 防止法	大阪府公害防止条例(上乘せ)		*4 下水道法	*5 大阪市下水道 条例	
		非上水源地域	許可排出基準 (上水源地域)			
有害物質 (健康項目)	カドミウム	0.1	0.01	0.1	0.1	
	シアン	1	N.D.	1	1	
	有機リン	1	N.D.	1	1	
	鉛	1	0.1	1	1	
	クロム(6価)	0.5	0.05	0.5	0.5	
	ヒ素	0.5	0.05	0.5	0.5	
	総水銀	0.005	0.005	0.005	0.005	
	有機水銀	N.D. ※2	N.D.	N.D.	N.D.	
	P C B	0.003	0.003	0.03	0.003	
その他 (生活環境項目)	P H	5.8~8.6 ※1	5.8~8.6	5~9	5~9	
	BOD 最高	160	別表のとおり	2,600	600 (2,600)	
	// (日間平均値)	(120)				
	COD 最高	160		—	—	
	// (日間平均値)	(120)		—	—	
	SS 最高	200		2,600	600 (2,600)	
	// (日間平均値)	(150)				
	油(鉱物油)	5		30	別表5参照	
	// (動物植物油)	30				
	フェノール類	5		既設5(大和川上流及び淀川1)新設1	5	5
	銅	3		3	3	3
	亜鉛	5	5	5	5	
	鉄	10	10	10	10	
	マンガン	10	10	10	10	
	クロム	2	2	2	2	
	ふっ素	15	15	15	15	
	ほう素	—	2	—	2	
大腸菌群数	(3,000)	(3,000)…… ※3	—	—		
温度	—	—	—	45℃		
ヨウ素消費量	—	—	—	220		
色又は臭気	—	※6	—	※6		

(単位: mg/l)

注※1 海域に排出する場合は pH 5.0~9.0

※2 N. D. とは「検出されないこと」を示す

※3 大腸菌群数は、1 ml 中のコ数で示す

※4 特定事業場からの下水の排除が禁止される水質

※5 除外施設の設置を必要とする基準を示す

※6 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと

BOD、SSについては大阪市下水道条例の規定にもとづく、汚水排除の承認を受けたものに限り、2,600mg/l を限度として基準を適用する。

(別表) 新条例による上乘せ基準一覧表

1 下水道終末処理施設、し尿処理施設および共同処理施設以外の施設を設置する工場・事業場

新設 既設 の別	業種	平均日排水量 (m^3 /日)	BODおよびCOD					
			大和川上流		寝屋川 大和川下流水域		神崎川 大阪市内水域	
			日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大
既設	食料品製造業	30以上～50未満	120	150	120	150	120	150
		50～200	60	80	80	100	100	120
		200～1,000	45	60	60	80	70	90
		1,000～5,000	30	40	30	40	35	45
		5,000以上	25	30	25	30	25	30
	繊維工業	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～200	80	100	100	120	100	120
		200～1,000	50	65	70	90	80	100
		1,000～5,000	35	45	40	50	50	65
		5,000以上	25	30	25	30	25	30
	パルプ・紙 紙加工品製造業	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～1,000	80	100	80	100	100	120
		1,000～5,000	50	65	50	65	60	80
		5,000以上	30	40	30	40	30	40
	化学工業	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～200	80	100	80	100	100	120
		200～1,000	50	65	60	80	80	100
		1,000～5,000	35	45	40	50	50	65
		5,000以上	25	30	30	40	30	40
	鉄鋼業 鉄金属製品製造業 非鉄金属製品製造業 機械器具製造業	30～50	120	150	120	150	120	150
		50～200	50	65	60	80	60	80
		200～1,000	30	40	35	45	40	50
		1,000～2,000	30	40	35	45	40	50
		2,000～5,000	20	25	20	25	20	25
	石油製品 石炭製品 製造業	30～50	120	150	120	105	120	150
		50～500	50	65	50	65	50	65
		500～1,000	30	40	30	40	30	40
		1,000～5,000	30	40	30	40	30	40
5,000以上		10	15	10	15	10	15	
なめし皮・同製品 毛皮製造業・へ畜 い獣取扱業と畜 場・畜産農業等	30～50	120	150	120	150	120	150	
	50～1,000							
	1,000～5,000							
	5,000以上							

(但し、BOD、CODについては特定海水使用工場を除く)

S S						※下水道整備地域内(旧条例)				備 考
大和川上流		寝屋川水域 大和川下流		神崎川水域 大阪市内		BODおよびCOD		S S		
日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	
150	200	150	200	150	200	20	25	70	90	※旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
80	100	100	120	120	150					
70	90	80	100	100	120					
60	80	60	80	60	80					
50	65	50	65	50	65					
150	200	150	200	150	200					
100	120	120	150	120	150					
70	90	100	120	100	120					
60	80	70	90	70	90					
50	65	50	65	50	65					
150	200	150	200	150	200					
120	150	120	150	120	150					
90	110	90	110	90	110					
60	80	60	80	60	80					
150	200	150	200	150	200					
100	120	100	120	120	150					
70	90	80	100	100	120					
50	65	60	80	70	90					
30	40	40	50	40	50					
150	200	150	200	150	200					
100	120	120	150	120	150					
70	90	70	90	80	100					
70	90	70	90	80	100					
60	80	60	80	60	80					
40	50	40	50	40	50					
150	200	150	200	150	200					
120	150	120	150	120	150					
80	100	80	100	80	100					
80	100	80	100	80	100					
40	50	40	50	40	50					
150	200	150	200	150	200					
120	150	120	150	120	150					

新設 既設 の別	業種	平均日排水量 (m^3 /日)	BODおよびCOD						
			大和川上流		寝屋川 大和川下流		神崎川 大阪市内		
			日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	
既設	ガス業	30以上～50未満	50	65	50	65	50	65	
		50～1,000							
		1,000～5,000							
		5,000以上							
	洗たく業	30～50	120	150	120	150	120	150	
		50～1,000	100	120	100	120	100	120	
		1,000～5,000							
		5,000以上							
	その他の業種	30～50							120
	新設	すべての業種	30～200	15	20	20	25	20	25
			200～5,000	10	15	15	20	20	25
			5,000以上	5	10	5	10	5	10
30～200			40	50	50	65	60	80	
500～1,000			25	30	30	40	40	50	

2 共同処理施設を設置する工場又は事業場

既設	共同処理施設を設置する工場等	30～1,000	40	50	60	80	100	120
		1,000～5,000	30	40	50	65	80	100
		5,000～10,000	30	40	50	65	80	100
		10,000以上	20	25	30	40	40	50
新設	同上	30以上	20	25	20	25	20	25

3 下水道終末処理施設およびし尿処理施設を設置する工場又は事業場（従来通り）

区	分	※ BOD・COD (日平均)	SS (日平均)	水質汚濁防止法 <()は最大値>	
				BOD・COD	SS
既設	活性汚泥法 標準散水ろ床法	20	70	120 (160)	150 (200)
	高速散水ろ床法 モディファイドエアレーション	60	120		
	沈でん法	120	150		
新設		20	70		

※CODについては現在適用されておらず実施は別途告示される。

S S						※下水道整備区域内（旧条例）				備 考
大和川上流		寝屋川 大和川下流		神崎川 大阪市内		BODおよびCOD		S S		
日平均	最 大	日平均	最 大	日平均	最 大	日平均	最 大	日平均	最 大	
150	200	150	200	150	200	20	25	70	90	※ 旧条例の値の方が小さい場合は、新条例の値にかかわらず旧条例の値を適用する。
50	65	50	66	50	65					
150	200	150	200	150	200					
120	150	120	150	120	150					
150	200	150	200	150	200					
100	120	120	150	120	150					
80	100	90	110	100	120					
60	80	70	90	80	100					
40	50	60	80	70	90					
50	65	50	65	50	65					
30	40	50	65	50	65					
20	25	20	25	20	25					

80	100	100	120	120	150	20	25	70	90	同 上
70	90	90	110	110	130					
70	90	90	110	110	130					
60	80	70	90	80	100					
50	70	50	70	50	70					

区 分		BOD・COD (日平均)
し尿 浄化 槽	建築基準法施行令（昭和25年政令238号） 第32条第1項の規定に基づき特定行政庁が衛生 上特に支障があると認めて規則で指定する区域	処理対象人員 501人以上
	そ の 他 の 区 域	以上 以下 501人～2,000人
		2,001人以上
そ の 他 の し 尿 処 理 施 設		30

4 特定海水使用工場

新設既設の別	業種	平均日排水量 (m^3 /日)	BODおよびCOD		備考
			日平均	最大	
既設	化学工業	5,000 m^3 未満	23	28	港湾法第2条第3項に規定する港湾区域又は大阪府の区域に属する海域の水を1日当り平均的に1,000 m^3 以上を使用する工場等に適用する。
		5,000以上～10,000未満	21	26	
		10,000～20,000	19	24	
		20,000～50,000	17	22	
		50,000～200,000	13	18	
		200,000以上	10	15	
	鉄鋼業	5,000 m^3 未満	12	17	
		5,000以上	10	15	
	ガス業	5,000 m^3 未満	31	40	
		5,000～10,000	28	38	
		10,000～20,000	23	28	
		20,000～50,000	18	23	
		50,000～200,000	11	16	
		200,000以上	10	15	
	その他の業種	5,000未満	13	18	
		5,000～10,000	12	17	
		10,000～20,000	11	16	
		20,000～50,000	10	15	
50,000以上		9	14		
新設	すべての業種		5	10	

5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

	平均日排出量 (m^3 /日)	新 条 例		※※ 下水道整備区域		備考
		鉱油類	動植物油脂	鉱油類	動植物油脂	
既設	30以上～1,000未満	5	30	5	10	※※の値の方が小さい場合は新条例にかかわらず※※の値を適用する。
	1,000～5,000	4	20			
	5,000以上	3	10			
新設	30～1,000	4	10			
	1,000～5,000	3	10			
	5,000以上	2	5			

3. 騒音に係る環境基準

(昭和46年5月25日 閣議決定)

地域の類型および時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下道路に面する地域という。)については、目標値は上表によらず次表の基準値に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

注 本目標値は航空機騒音、鉄道騒音および建設騒音には適用しないものとする。

地域の類型	該当地域
AA	大阪市内該当なし
A	第一種住居専用地域(市内該当なし)、第二種住居専用地域、住居地域
B	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(昭和47年大阪府公告第307号)
(昭和49年大阪府公告第135号)

4. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

地域の類型 I、II については次の通りである。

地域の類型	該 当 地 域
I	第一種住居専用地域（市内該当なし）、第二種住居専用地域、住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

（昭和 51 年 大阪府公告第 90 号）

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が 5 年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分	達成期間	改 善 目 標
新 設 飛 行 場 第 3 種 空 港 及 び こ れ に 準 ず る も の	直ちに	
第 2 種 空 港（福 岡 空 港 を 除 く）	A	5 年以内
	B	10 年以内
新 東 京 国 際 空 港		5 年以内に、85WECPNL 未満とすること又は、85WECPNL 以上の地域において屋内で 65WECPNL 以下とすること。
第 1 種 空 港（新 東 京 国 際 空 港 を 除 く。）及 び 福 岡 空 港	10 年をこえる期 間内に可及的速や かに	1. 5 年以内に、85WECPNL 未満とすること 又は 85WECPNL 以上の地域において屋内で 65WECPNL 以下とすること。 2. 10 年以内に、75WECPNL 未満とすること 又は 75WECPNL 以上の地域において屋内 で 60WECPNL 以下とすること。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level 荷重等価平均感覚騒音レベル)

1 日 2～3 回だったら、かなり騒音レベルの高いものであっても、少しはがまんできるとしても、これが数百回ともなれば、騒音レベルが低くてもうるさくてかなわないということになる。また、同じ大きさの騒音でも昼としずかな夜では、夜の方がより「うるさい」と感じる。

このように騒音のくり返し効果も考え、さらに、同じ大きさの騒音でも夜の方に重みをかけて〔Weighted〕作られた単位が WECPNL である。

$$WECPNL = dB(A) + 10 \log N - 27$$

$$\text{ただし、} N = N_2 + 3N_3 + 10(N_4 + N_1)$$

N_2 : 昼 (AM 7～PM 7) の機数 N_3 : 夕 (PM 7～PM 10) の機数

N_4 : 深夜 (PM 10～PM 12) の機数 N_1 : 深夜 (AM 0～AM 7) の機数

5. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70ホン以下
II	75ホン以下

地域の類型I、IIについては次のとおりである。

地域の類型	地域類型を当てはめる地域
I	第一種住居専用地域(市内該当なし)、第二種住居専用地域、住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型を当てはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より両側300m以内の地域

(昭和51年 大阪府公告第147号)

環境基準は、関係行政機関及び地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80ホン以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	75ホンを超え80ホン未満の区域	イ	7年以内		開業時から3年以内
		ロ	10年以内		
c	70ホンを超え75ホン以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

備考 bの区域中イとは、地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

2 大阪市公害対策審議会に対する 諮問及び同審議会の答申と意見

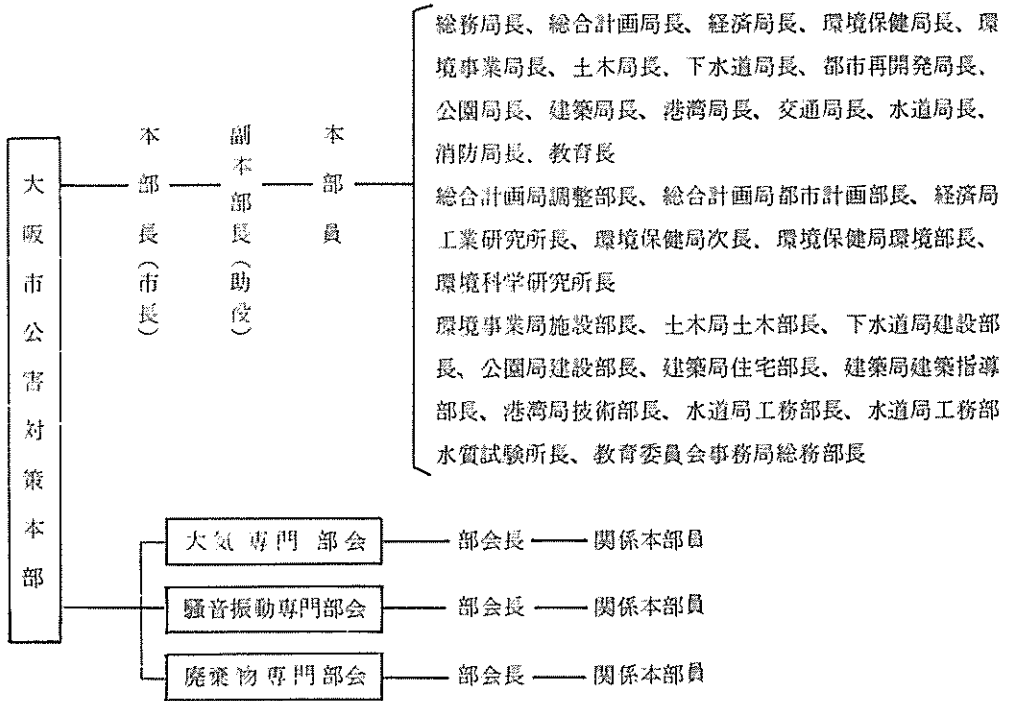
昭和40年～

40. 2. 22	諮問	大気汚染の環境基準について
40. 12. 8	答申	各汚染物質に関する環境管理基準を提案
44. 7. 24	諮問	大気汚染に係る当面の施策について
44. 10. 24	答申	ビル暖房の規制について
44. 12. 18	//	健康被害の救済に関する大阪市の方向づけ
46. 8. 14	意見聴取	クリーンエアプランの実施について
46. 12. 17	意見	
47. 8. 18	諮問	1) 悪臭防止法の施行に伴う地域指定、規制基準の設定について
48. 7. 23	答申	2) 窒素酸化物に関する大阪市の防止対策の方向づけについて
48. 3. 2	意見聴取	クリーンウォータープランの実施について
48. 7. 23	意見	
49. 10. 12	意見聴取	クリーンエアプラン '73 に基づく主要発生源通減計画について
50. 2. 21	意見	
49. 11. 20	意見聴取	公害健康被害補償法にもとづく地域指定について
//	意見	
50. 2. 21	意見聴取	北港処分地における廃棄物の埋立処分にかかる環境汚染防止対策について
50. 4. 21	意見	
50. 10. 17	諮問	大阪市廃棄物処理計画について
51. 3. 6	答申	
52. 3. 2	諮問	大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方について
52. 4. 19	第1次答申	硫黄酸化物対策
53. 1. 23	最終答申	//
52. 4. 19	諮問	追加悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準について
53. 1. 23	答申	

3 大阪市公害対策関係本部組織

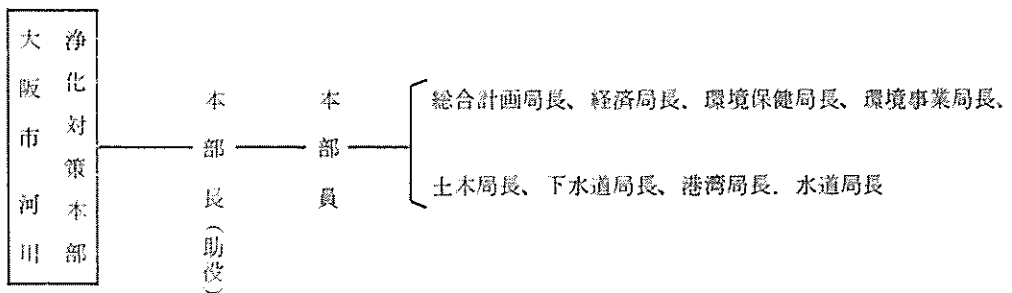
(1) 大阪市公害対策本部

45. 8. 7 設置



(2) 大阪市河川浄化対策本部

49. 6. 11 設置



4 昭和53年度 大阪市公害関係予算総括表

項目		工場適正 分散事業費	大気汚染 防止対策費	水質汚濁 防止対策費	騒音・振動 防止対策費	地盤沈下 対策費	悪臭防止 対策費
局別							
環境保健局	53年度	2,001,875	160,171	235,353	163,236	14,372	2,281
	52年度	2,001,875	159,943	68,956	121,588	13,931	2,166
	増△減	0	228	166,397	41,648	441	115
経済局	53年度			25,000			
	52年度		10,000	17,000			
	増△減		△10,000	8,000			
環境事業局	53年度		198,000	280,000			
	52年度		1,500,882	101,300			
	増△減		△1,302,882	178,700			
土木局	53年度			259,000			
	52年度			311,000			
	増△減			△52,000			
下水道局	53年度			36,000,000			
	52年度			34,065,000			
	増△減			1,935,000			
港湾局	53年度			565,500			
	52年度			546,091			
	増△減			19,409			
教育委員会	53年度				1,262,038		
	52年度				1,520,242		
	増△減				△258,204		
合計	53年度	2,001,875	358,171	37,364,853	1,425,274	14,372	2,281
	52年度	2,001,875	1,670,825	35,109,347	1,641,830	13,931	2,166
	増△減	0	△1,312,654	2,255,506	△216,556	441	115

(単位：千円)

産業廃棄物 処理対策費	健康対策費	助成事業費	融資基金費	そ の 他	計
87,393	20,951,421	320,273	0	36,939	23,973,314
89,751	16,953,388	365,154	960,000	38,886	20,775,638
△ 2,358	3,998,033	△ 44,881	△ 960,000	△ 1,947	3,197,676
13,000				11,400	49,400
17,000				12,550	56,550
△ 4,000				△ 1,150	△ 7,150
					478,000
					1,602,182
					△1,124,182
					259,000
					311,000
					△ 52,000
					36,000,000
					34,065,000
					1,935,000
					565,500
					546,091
					19,409
				26,400	1,288,438
				48,000	1,568,242
				△ 21,600	△ 279,804
100,393	20,951,421	320,273	0	74,739	62,613,652
106,751	16,953,388	365,154	960,000	99,436	58,924,703
△ 6,358	3,998,033	△ 44,881	△ 960,000	△ 24,697	3,688,949

5 公害対策関係職員数（環境保健局）

(1) 環境部職員数

53. 6. 1

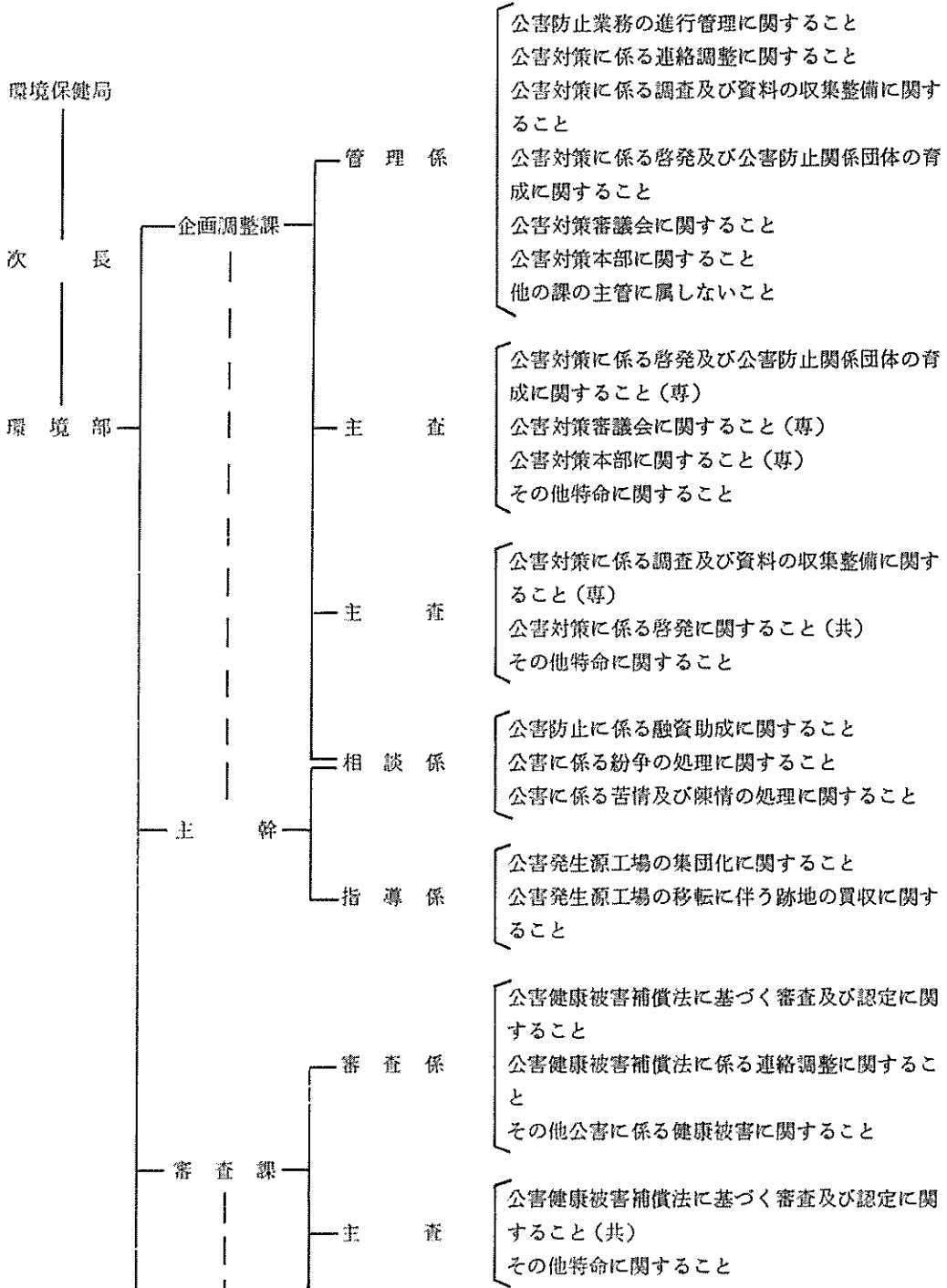
課・係	職 種	事 務	薬 劑 師	獣 医 師	保 健 婦	技 術						看 護 婦 託	公 害 監 視 員	技 術 補 助 員	自 動 車 運 転 手	一 般 査 査 助 手	計	備 考	
						機 械	電 氣	土 木	衛 生 環 境 工 学	化 学	建 築								気 象
企画調整課管理係		14	2				4							18	9		47	部長 1 課長 1 主幹 1 主査 4 (出向) 主査 2 主査 5 (出向)	
相談係		4															4		
指導係		3															3		
審査課審査係		10									1						11	課長 1 主幹 1 主査 3	
給付係		10									1						11		
健康指導係		5	1		1												7		
産業廃棄物指導課		4	16	2			1	1	3	1							28	課長 1 主幹 3 主査 9	
規制第1課大気係		1	5			1		2	1			1					11	課長 1 主幹 1 主査 1	
自動車排ガス係			1			1			1		2						5		
第1規制係			3				1										4		
第2規制係			3			1											4		
第3規制係			1	1		1			1								4		
規制第2課騒音係		1	3			3			1	1							9	課長 1 主幹 1 主査 1	
水質係			3				1	1	1								6		
北部方面規制係			2	1		1											4		
南部方面規制係			2	1		1											4		
環境汚染監視センター 観測係		1	6			3	1	2	3								16	所長 1 主査 3	
検査係			3						2						1		6		
計		53	51	5	1	12	1	8	8	10	2	2	2	1	18	9	1	184	

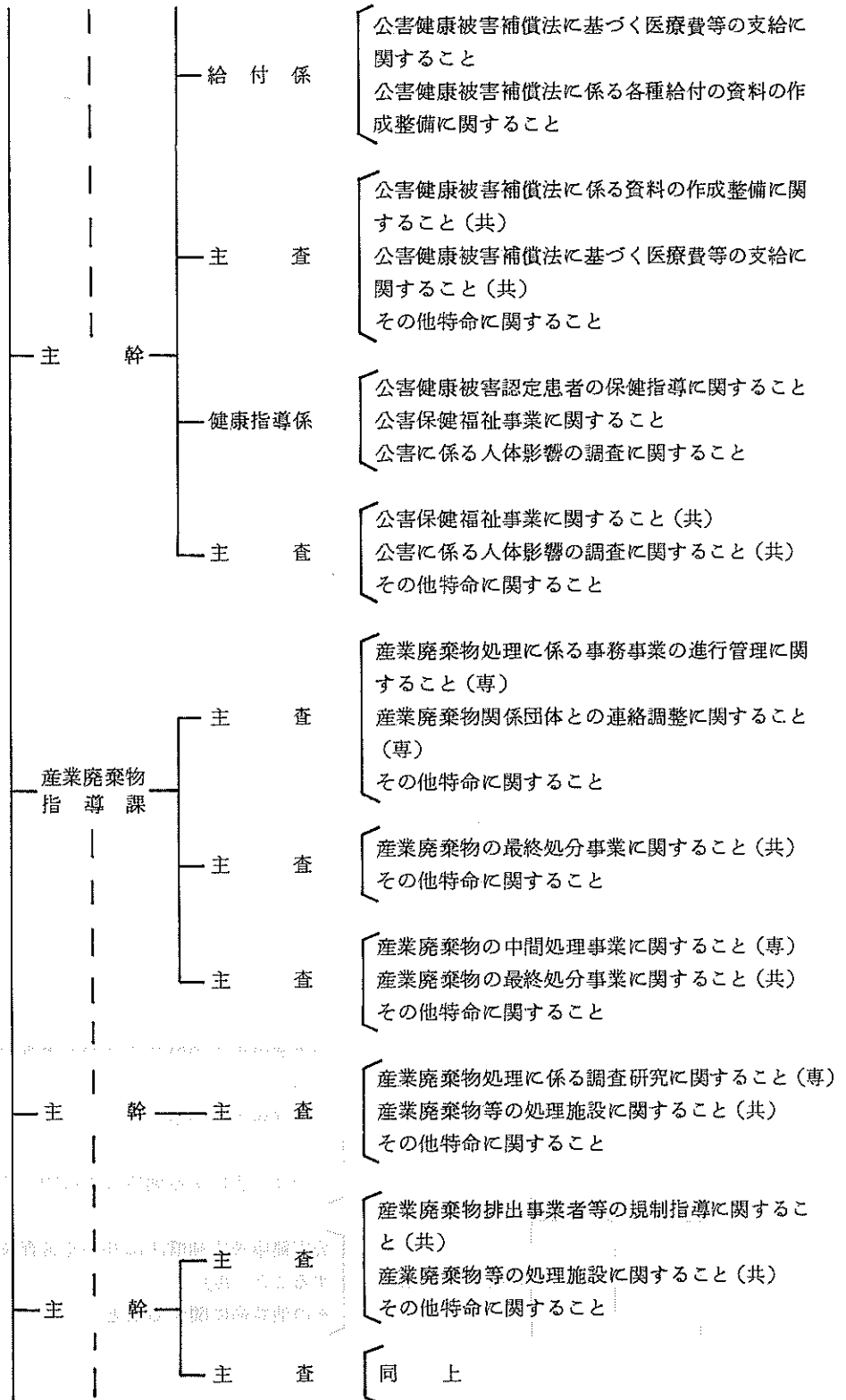
(2) 保健所公害関係職員数

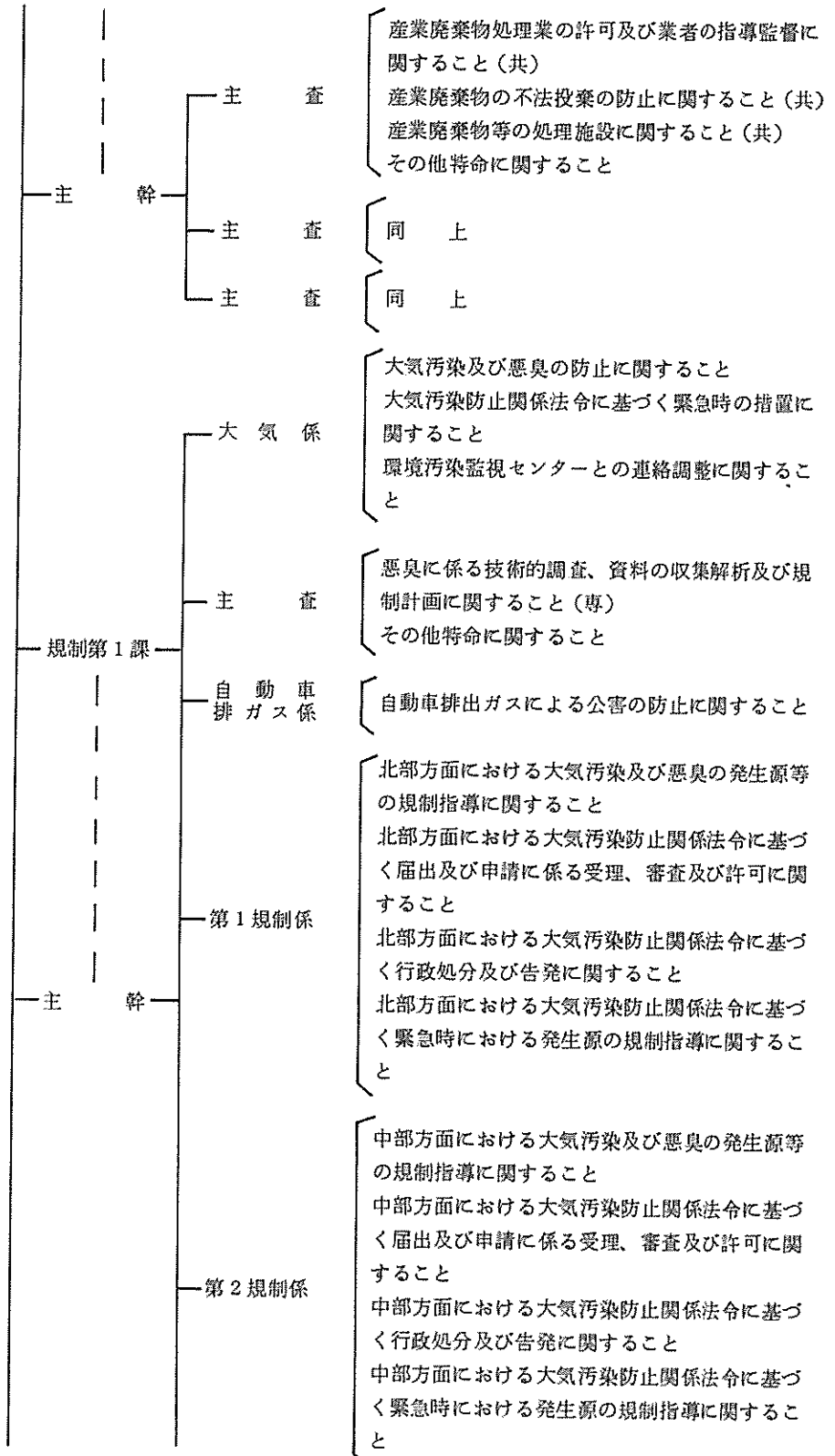
26	保 健 所	19	86	19	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17	1	144	環境課長 20 主幹 4 環境係長 26 主査 23
----	-------	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	-----	-------------------------------------

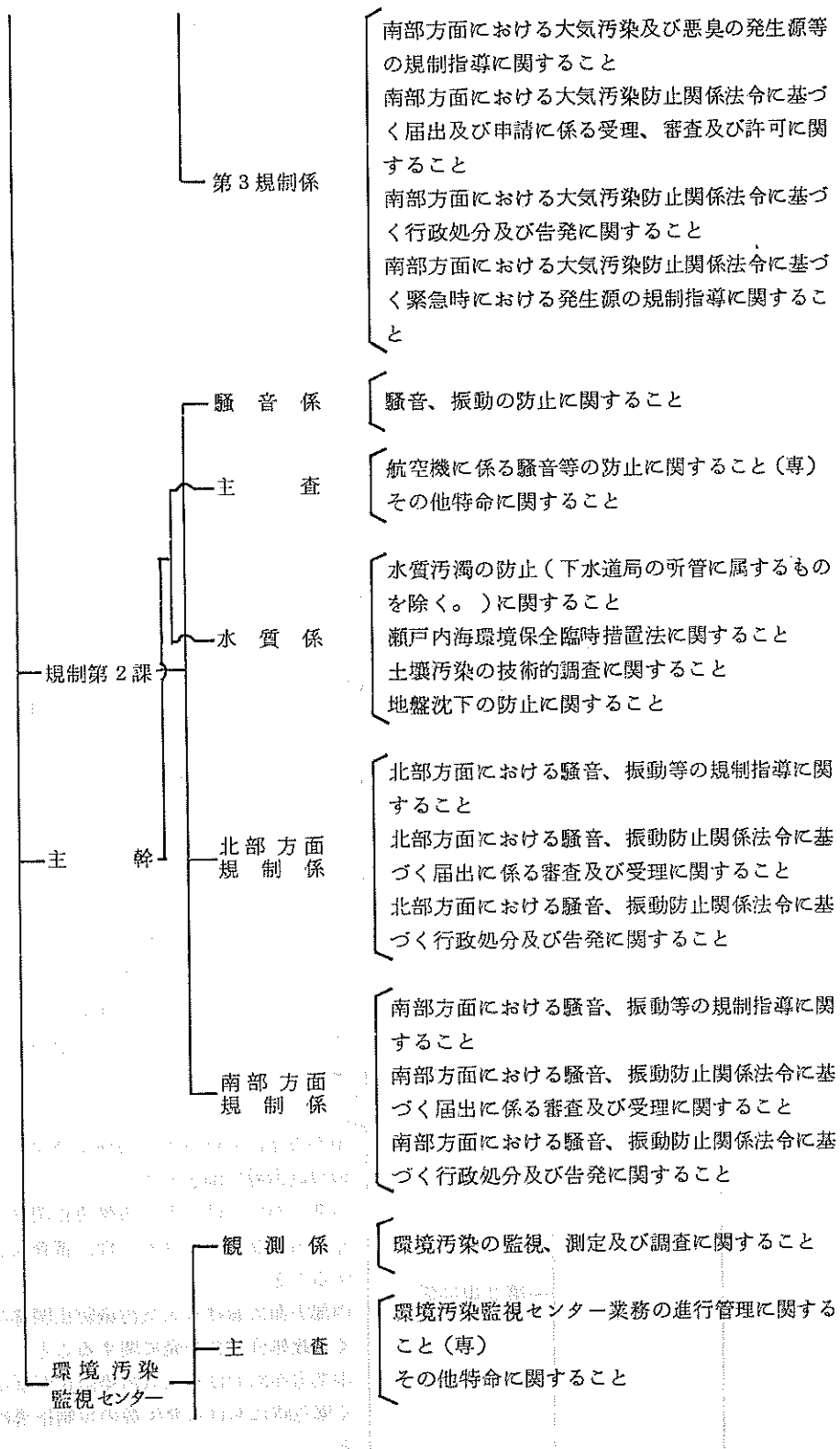
6 環境保健局環境部組織機構

5.3.6









南部方面における大気汚染及び悪臭の発生源等の規制指導に関する事
 南部方面における大気汚染防止関係法令に基づく届出及び申請に係る受理、審査及び許可に関する事
 南部方面における大気汚染防止関係法令に基づく行政処分及び告発に関する事
 南部方面における大気汚染防止関係法令に基づく緊急時における発生源の規制指導に関する事

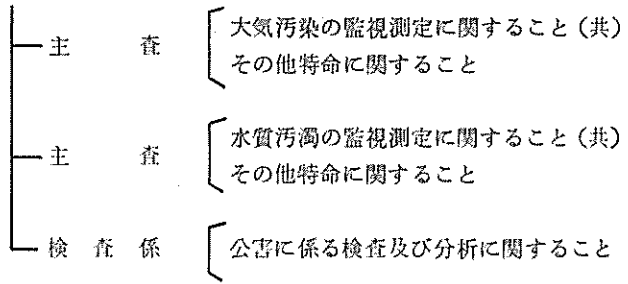
騒音、振動の防止に関する事
 航空機に係る騒音等の防止に関する事(専)
 その他特命に関する事

水質汚濁の防止(下水道局の所管に属するものを除く。)に関する事
 瀬戸内海環境保全臨時措置法に関する事
 土壌汚染の技術的調査に関する事
 地盤沈下の防止に関する事

北部方面における騒音、振動等の規制指導に関する事
 北部方面における騒音、振動防止関係法令に基づく届出に係る審査及び受理に関する事
 北部方面における騒音、振動防止関係法令に基づく行政処分及び告発に関する事

南部方面における騒音、振動等の規制指導に関する事
 南部方面における騒音、振動防止関係法令に基づく届出に係る審査及び受理に関する事
 南部方面における騒音、振動防止関係法令に基づく行政処分及び告発に関する事

環境汚染の監視、測定及び調査に関する事
 環境汚染監視センター業務の進行管理に関する事(専)
 その他特命に関する事



7 公害関係協議会等一覧表

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
1	公害対策審議会	(事務局) 大阪市環境保健 局環境部 (会長) 阪大名誉教授 梶原 三郎	委員 30名以内 (現在30名)	37. 3. 31	公害関係諸問題についての重要 事項の調査及びその対策の審議 に関する事務 (大気・水質・騒音振動・廃棄 物の4部会を設置)
2	7大都市首 長懇談会	横 浜 市 川 崎 市	大 阪 市 大 東 京 都 横 浜 市 名 古 屋 市 京 都 市 神 戸 市 川 崎 市	50. 4. 16	総量規制研究会 自動車交通量削減必要量の根 拠を明らかにするため、窒素酸 化物等汚染物質排出規制の科学 的手法を確立する
				50. 2. 22	自動車技術評価委員会 (1) 低公害車認定のための調査 測定 (2) 自動車メーカーの低公害技 術開発状況の継続的監視
3	10大都市 公害主管局 部長会議	加盟都市持回り	札 幌 市 大 東 京 都 横 浜 市 川 崎 市 名 古 屋 市 京 都 市 大 阪 市 大 神 戸 市 北 九 州 市 福 岡 市	44. 11. 14	公害行政の諸問題について意見 の交換と相互の連絡を行ない、 公害行政の効果的推進に資する ことを目的とする。
4	大阪府市公 害行政連絡 協議会	大 阪 府 大 阪 市 交互で分担	大 阪 府 大 阪 市	42. 1. 10	府、市相互の緊密な連絡協議を 図り、統一的効果的な公害行政 の推進を期する

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
5	大阪府市長会行政部会公害問題主担者会議	大阪府市長会	府下31市	45. 4. 1	大阪府下各市の公害行政に関する連絡を密にし、その円滑な運営をはかり、公害行政全般の改善推進に資することを目的とする。
6	大阪市・尼崎市公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部及び尼崎市環境保健局持回り	大阪市 尼崎市	43. 8. 7	両市の公害関係情報の交換及び大気汚染等の協同調査
7	大阪市・堺市公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部及び堺市公害対策部持回り	大阪市 堺市	46. 10. 23	両市の公害関係情報の交換
8	大阪市・東大阪市・八尾市公害行政連絡会	大阪市環境保健局環境部、東大阪市都市公害部及び八尾市生活環境部持回り	大阪市 東大阪市 八尾市	46. 6. 22	三市の共通する公害問題の連絡調整と情報交換
9	大阪市公害防止会連合会	(事務局) 環境保健局環境部企画調整課 (会長) 城東区公害防止会会長 行田 一典	北区公害防止研究会ほか25公害防止研究会	35. 10. 1 (大阪市煤煙防止会連合会として)	公害発生関係事業主により公害関係諸調査研究、啓蒙等の自主実践活動を行う他、自治体の公害行政に協力し、対策の実を挙げる
10	全国大気汚染防止連絡協議会	東京都及び大阪府(常任幹事県)	大気汚染関係府県市及び国の関係省庁	38. 10. 1	大気汚染防止法に基づく諸対策に関する各自治体の情報交換及び技術上の問題の検討、国への要望
	阪神広域大気汚染対策連絡協議会	大阪府 兵庫県	大阪府 大阪 堺市		大気汚染の広域性に対処して、広域的な大気汚染対策を推進する

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
11			兵庫県 神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 大阪管区气象台 大阪市環境科学研究所等測定機関及び通産局	40.11.1	
12	社団法人 大気汚染研究全国協議会	(会長) 鈴木 武夫 (理事長) 大喜多 敏一	47の都道府県市町等と46の会社・団体並びに約1,200人の個人会員からなっている	34.12.29	大気汚染に関する学術的な調査研究及び知識の普及を図り、公共の福祉と産業の発展に貢献することを目的に次の事業をおこなう。 (1) 大気汚染に関する調査研究 (2) 大気汚染に関する調査の連絡及び情報交換 (3) 大気汚染に関する講演会、研究発表会、学会等の開催 (4) 大気汚染に関する刊行物の発行 (5) その他、この法人の目的達成に必要な事業
13	近畿地方 大気汚染調査連絡会	(事務局) 大阪管区气象台 (委員長) 大阪大学名誉教授 梶原 三郎	・近畿地方の大阪府市等関係府県市行政機関 ・大学研究機関 ・大気汚染関係メーカー等	31.7.20	4分科会に分け、近畿地方の大気汚染実態は握と影響調査及び大気汚染防止方法の研究の実施
	大阪自動車排出ガス対策推進会議	(庶務) 大阪府生活環境部公害室特殊公害課 大阪市環境保健	大阪市・大阪府 大阪陸運局 大阪府警察本部 大阪府陸運事務所		自動車排出ガス防止に関する対策を積極的に推進するため、次のことをおこなう。 (1) 推進すべき自動車排出ガス対策とその推進方法

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
14		局環境部規制第1課 (議長) 大阪府知事 黒田 了一 大阪市長 大島 靖	近畿地方建設局 大阪商工会議所 大阪青年会議所 大阪府市長会 大阪府町長会 大阪府自家用自動車連合協会 など22団体	43. 4. 27	(2) 自動車排出ガス対策に関する情報の交換 (3) その他自動車排出ガス防止対策について特に必要と認める事項
15	瀬戸内海環境保全知事・市長会議	兵庫県生活部 (議長) 兵庫県知事 坂井 時忠	大阪府 兵庫県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 大阪市 神戸市 北九州市	46. 7. 14	(目的) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨に則り、広域的な相互協力によって、瀬戸内海の環境の保全を図り、もって人間性豊かな生活ゾーンを実現すること (事業) (1) 瀬戸内海環境保全憲章の趣旨の徹底 (2) 瀬戸内海の環境保全のための基本施策の推進 (3) 国に対する建議及び要望 (4) その他必要な事業
16	(社)瀬戸内海環境保全協会	兵庫県知事 坂井 時忠	大阪府 兵庫県 和歌山県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 大分県 神戸市 北九州市	51. 12. 22	瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚並びに調査研究、その他の事業を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資することを目的とする (事業) (1) 瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚 (2) 瀬戸内海の環境保全に関する調査研究 (3) 瀬戸内海の環境保全活動に

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
			など36団体		関する指導助成 (4) 瀬戸内海的环境保全に関する情報の収集及び提供
17	大阪湾海水汚濁対策協議会	兵庫県生活部環境局水質課 (代表理事) 兵庫県知事 坂井 時忠	大阪府 兵庫県 和歌山県 大阪府 堺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 高石市 泉南市 忠岡町 田尻町 岬町 阪南市 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 津名町 淡路町 東浦町 和歌山市	47. 11. 21	(目的) 広域的視野にたち、相互協力を密にし、大阪湾海水汚濁対策の推進を図り、もって大阪湾の浄化を実現すること (事業) (1) 大阪湾海水汚濁対策の推進 (2) 大阪湾の水質監視及び水質測定相互協力と情報交換 (3) その他必要な事業
18	淀川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 佐々木才朗	近畿地方建設局 大阪通産局 近畿圏整備本部 水資源開発公団 国土庁 大阪府 京都府 滋賀県	33. 7. 14	淀川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握すると共に、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法並びに汚濁防止対策について検討し、淀川水質改善の実効をあげるため、つぎの事業を行なう

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
			兵庫県 大阪府 京都府 高槻市 枚方市 守口市 尼崎市 寝屋川市 阪神水道企業団	33. 7. 14	(1) 淀川の水質保全に関して必要な広報、その他の運動 (2) 寝屋川浄化対策事業に対する協力 (3) 各河川における水質改善のための調査 (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業
19	大和川水質汚濁防止連絡協議会	近畿地方建設局（会長） 近畿地方建設局長 佐々木才朗	近畿地方建設局 大阪通産局 近畿圏整備本部 大阪府 大阪府 堺市 富田林市 河内長野市 松原市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 河内町 太田町 狹山町 美原町 千早赤坂村 奈良市 奈良市 大和高田市 大和郡山 天理市 橿原市 井原市 御寺町	42. 5. 12	大和川水系の河川及び水路について水質を調査し、その実態を把握するとともに、その汚濁の機構を明らかにし、河川管理上必要な水質管理の方法、並びに汚濁防止対策について検討し、大和川水質改善の実効をあげることを目的とし、次の事業を行なう (1) 大和川の水質保全に関する広報その他の運動 (2) 大和川水域の水質調査に対する協力 (3) 大和川水域における水質調査の調整 (4) 大和川水域における下水道整備計画の促進

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
20	神崎川水質汚濁対策連絡協議会	近畿地方建設局 (会長) 近畿地方建設局長 佐々木才朗	近畿地方建設局 大阪通産局 近畿圏整備本部 大阪府 兵庫県 大阪市 豊中市 吹田市 摂津市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 能勢町 東能勢村 尼崎市 伊丹市 川西市 猪名川市 宝塚市 神安土地改良区	44. 4. 18	(目的) 神崎川の実態は、水質管理を流域関係市町村並びに関係機関が一体となって施策を実施してその実効をあげる (事業) (1) 水質保全に関する広報及びその他の運動 (2) 水質改善のための調査 (3) 下水道整備事業に対する協力 (4) 不法投棄の取締り、工場の立入検査 (5) その他必要な事業
21	大阪港海水汚濁防止対策協議会	大阪海上保安監部 (会長) 大阪港長 甚目 進	大阪海上保安監部 近畿海運局 大阪通産局 神戸植物防疫所 大阪検疫所 大阪府 大阪市 堺市 高石市 泉大津市 民間28団体	42. 4. 20	大阪港およびその境界付近におけるごみ、流木、廃船、油、汚水などによる海水の汚濁防止に関する事項を協議し、もって船舶の交通安全確保および公害の防止を図るため、次の事項を調査、研究、協議し、対策を推進する。 (1) 汚濁の実態 (2) 汚濁の発生原因 (3) 汚濁防止対策
22	大阪地盤沈下総合対策協議会	大阪市環境保健局 (会長)	大阪府 大阪市 大阪商工会議所	36. 11. 27	大阪における高潮防禦及び地盤沈下防止に関する総合対策の樹立並びにその実施の促進に必要

番号	名称	事務局団体及び会長名等	加盟都市及び団体名	設立年月日	事業概要
		大阪市長 大島 靖			な事業を行なう
23	地盤沈下対策都市協議会	全国市長会 (会長) 新潟市長 井上 喜八郎	東京都 川崎市 川口市 新潟市 名古屋 大阪市 大田区	35. 7. 28	(1) 協議会、懇談会等の開催 国会、中央関係各省に対し 地盤沈下関係予算の増額、国庫 の高率補助の要望陳情を行 なう (2) 研究会の開催 関係各省庁の担当官あるい は学識経験者を講師として地 盤沈下に関する諸問題につい ての研究 (3) 広報活動 広報パンフレット等を刊行 し地盤沈下対策の促進を関係 方面に要望する
24	大阪府市産業廃棄物処理対策協議会	大阪府 大阪府 交互で分担	大阪府 大阪府	45. 7. 23	府、市相互の連絡を密にし、産 業廃棄物処理対策の円滑な運営 をはかることを目的とする
25	大阪廃棄物対策協議会	(事務局) (社)大阪工業会 (会長) 大阪商工会議所 会頭 佐伯 勇	大阪府 大阪市 堺市 東大阪市 豊中市 大阪府市長会 大阪商工会議所 (社)関西経済連 合会 (社)関西経済同 友会 関西経営者協会 (社)大阪工業会 大阪府中小企業 団体中央会	52. 6. 21	(目的) 産業廃棄物の適正な処理、処分 並びに再資源化に関する具体策 を推進するため、次の事項につ いて協議する。 (1) 廃棄物関連法規に関するこ と (2) 処理技術に関すること (3) 処理システムに関すること (4) 省資源、省エネルギー問題 に関すること (5) 資源リサイクル問題に関す ること (6) その他必要な事項

番号	名 称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	設立年月日	事 業 概 要
			(社)大阪府工業 協会 (社)大阪市工業 会連合会 (財)大阪科学技 術センター (財)関西産業公 害防止センター		
26	大阪国際空 港騒音対策 協議会	伊 丹 市 (会長) 伊丹市長 矢埜 興一	豊 中 市 伊 丹 市 川 西 市 池 田 市 宝 塚 市 尼 崎 市 西 宮 市 箕 面 市 大 阪 市 吹 田 市 芦 屋 市	39. 10. 16	(目 的) 大阪国際空港における航空機騒 音防止対策をはかること (事 業) (1) 騒音の調査及び資料の収集 (2) 騒音防止対策の立案とその 促進 (3) 騒音防止及びその対策に関 する法制化の促進 (4) その他必要な事業
27	全国民間空 港関係市町 村協議会	伊 丹 市 (会長) 伊丹市長 矢埜 興一	全国の民間空港 に關係する68 市町村が加盟	42. 2. 23	(目 的) 加盟市町村が有する民間空港関 連の各種の問題を総合的に調査 研究し、これを解決するための 方策を推進する
28	公害補償地 域(大気係) 連絡協議会	大阪市環境保健 局環境部審査課	千 葉 市 東京都(千代田 区ほか19区) 横 浜 市 川 崎 市 富 士 市 名 古 屋 市 東 海 市 四 日 市 市 楠町(三重県) 大 阪 市	47. 5. 31	(1) 国に対する要望事項の検討 と調整 (2) 国家予算獲得に対する運動 (3) 制度改正案の策定及び制度 の将来展望に関すること (4) 各都市との情報の交換 (5) その他

番号	名称	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	設立年月日	事業概要
			吹田市 豊中市 堺市 神戸市 東大阪 守口市 八尾市 尼崎市 倉敷市 玉野市 備前市 北九州市 大牟田市		

8 公害関係の主なでき事

(昭和52年4月～昭和53年7月)

年 月	大 阪 市	月	大阪府・国・その他
昭和52年			
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「悪臭防止法に係る追加3物質の規制基準の設定について」大阪市公害対策審議会に諮問 ○「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制の導入について」大阪市公害対策審議会より答申 	4月	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪国際空港においてエアバスのテストフライト実施
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物総量規制の導入について」大阪市公害対策審議会より答申 ○クリーン大阪センター完成(有害産業廃棄物コンクリート固化施設) 	5月	<ul style="list-style-type: none"> ●環境庁「環境保全長期計画」決定 ●大阪国際空港国内線にエアバス就航 ●52年版環境白書閣議決定 ●「硫黄酸化物総量削減計画を定めるに当たっての意見について」大阪府知事より照会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪廃棄物対策協議会設立 ○第5回環境週間実施 ○大阪市公害対策本部会開催 ○大阪府の硫黄酸化物総量削減計画を定めるに当たっての本市の意見について大阪府知事あて具申 	6月	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正(第3次規制) ●大阪地域公害防止計画の見直しについて閣議決定
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車排出ガス対策の推進に関し国へ要望 	7月	<ul style="list-style-type: none"> ●公害健康被害補償法施行令の一部改正(介護加算額及び療養手当額の引上げ)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪市河川浄化対策本部会開催 ○尼崎市との公害行政連絡会開催 	8月	<ul style="list-style-type: none"> ●重量ガソリン車、ディーゼル車に係る52年度規制実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和52年度環境騒音調査の実施 	9月	<ul style="list-style-type: none"> ●硫黄酸化物総量削減計画並びに硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準についての告示(大阪府)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和50年産業廃棄物実態調査結果発表 ○公害の現況と対策52年版発表 ○転地療養事業を長尾病院で実施 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ●瀬戸内海環境保全知事、市長会議 ●「水質の総量規制制度のあり方について」中央公害対策審議会に諮問
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○公害防止月間実施 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ●大阪府公害防止条例施行規則の一部改正(振動に係る規制基準値、届出施設、特定建設作業等の改正及び新設) ●振動規制法に基づく地域指定及び規制基準の設定(大阪府知事)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○水質監視テレメーター化事業決定 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ●「水質の総量規制制度のあり方について」中央公害対策審議会より答申 ●「自動車排出ガス許容限度長期設定方策について」中央公害対策審議会より答申
昭和53年			
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○「環境基準達成のための実施方策について」(硫黄酸化物総量規制実施に係る意見)及び「追加悪臭3物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策審議 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ●第11回全国都道府県及び9大都市環境担当部長会議 ●自動車排出ガス昭和54年度規制及び自動車騒音昭和54年度規制告示

年 月	大 阪 市	月	大阪府・国・その他
昭和53年	会より答申	3月	●大阪地域公害防止計画策定
3月	○大阪市硫黄酸化物対策指導要領策定		●「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」中央公害対策審議会より答申
4月	○悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制地域及び規制基準の告示		●公害健康被害補償法の一部を改正する法律（自動車重量税の一部引当措置を54年度まで延長）
6月	○大阪市公害健康被害認定審査会条例の一部改正		●公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令の公布（児童補償手当及び葬祭料の額の引上げ並びに53年度の賦課料率の決定）
	○第6回環境週間実施		●公害健康被害補償法に基づく障害補償、遺族補償標準給付基礎月額を定める告示
	○昭和52年度大気汚染濃度測定結果発表	4月	●「瀬戸内海環境保全基本計画」閣議決定
	○大阪自動車排出ガス対策推進会議開催		●自動車排出ガス昭和53年度規制実施
	○大阪地盤沈下対策協議会開催		●大阪国際空港に国際線エアバス就航
7月	○地盤沈下測定結果発表		●新幹線鉄道騒音、振動障害防止対策の着手（国鉄）
	○大阪市河川浄化対策本部会開催		●「窒素酸化物対策の費用効果について」環境庁発表
		6月	●「昭和52年度窒素酸化物排出低減技術報告書」環境庁発表
		7月	●「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布（水質総量規制制度の導入）
			●二酸化窒素に係る環境基準の告示